

令和 8 年度 事業計画

《基本方針》

2025年は団塊の世代が全て後期高齢者となりました。これまで、加速度的に増えてきた75歳以上の人口の伸びは緩やかに転じるものの85歳以上は増え続け、少子高齢化と生産年齢人口の減少等に伴い一層深刻化する福祉人材の不足は、孤立と孤独死、老老・認知介護など社会に影響を及ぼすことが予想されます。一方、様々な要因を背景に人々のニーズが多様化し、ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケア（親の介護と子育てを同時に行う）など、介護、福祉、医療にまたがる課題を複数抱える世帯が増加しています。また、本県においては震度6強を記録した青森県東方沖地震や2年続けて災害救助法適用となった豪雪などの自然災害が日常生活の脅威となっています。災害時における公助の限界が叫ばれる中、地域における互助、住民の自助をどう引き出して地域福祉を前に進めるのか大きな課題です。

本会は日常生活の相談窓口を常設し、LINE等のSNSによる相談受付や夜間相談、市街地を会場とした移動相談など、あらゆる年代や置かれる状況を想定して住民ニーズに耳を傾けています。また、日常生活自立支援事業をはじめフードバンクによる食料提供や新生児へのおしりふき配布、中高生の制服リユース仲介などニーズに基づいたきめ細かな事業の継続や拡大をととして、住民の生活課題の解決に向けて注力しています。令和8年度は、これまで相談事業や生活困窮者の支援で培ったスキルを基に法人後見に取り組みます。

全国社会福祉協議会は、福祉を取り巻く社会情勢の変化とこれからの社協のあり方を「社会福祉協議会基本要項2025」として示しました。その中で、これから求められるのは多様性を尊重した「個別支援」と位置づけ、社協の役割を「ここに居ていいと感じられる居場所づくり」をめざした活動と事業の実施であると謳っています。本会は、BCP（事業継続計画）の策定や災害ボランティアセンター運営マニュアルの運用など有事においても住民が安心できる生活確保に備えながら、本年3月に策定した「第7次地域福祉活動計画」に基づき、民生委員や社会福祉法人、自治組織などと連携して「その人らしい暮らしを地域で支える」ための地域づくりを進めます。

《重点目標》

- I. 地域の絆を深めるつながりづくりを進めます
- II. 未来を担う人づくりを進めます
- III. 誰もが安心して暮らせる支えあいのためのしくみづくりを進めます
- IV. 市民のニーズに応える開かれた社協づくりに努めます

《事業内容》

I.地域の絆を深めるつながりづくりを進めます

《基本指針》

1. 住民による地域支援体制の構築
2. 在宅高齢者の見守りと支援活動の推進
3. 高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進
4. 多様な主体の交流の促進と参加の場づくり
5. 住民への福祉情報の提供

1.住民による地域支援体制の構築

(1)地区社協主体による福祉事業への支援

- 主催事業への協力、福祉教育支援(地域福祉懇談会、関係者研修会等)、地区社協活動 PR、活動助成(福祉懇談会、支援者研修会等)

(2)町内会等での福祉活動の支援

- 町内会等の取り組み(サロン活動、住民交流会、誕生日訪問等)への助成
- サロン活動の手引き配布

(3)民生委員児童委員活動の支援

- 民生委員日常活動の再点検、高齢者世帯一斉訪問等の実施、定例会等での情報共有

(4)見守りネットワークの強化

- 見守りネットワーク研修会の実施

2.在宅高齢者の見守りと支援活動の推進

(1)ほのぼの交流協力員の活動支援

- 協力員がいない町内会や地区社協への働きかけとミニ広報・手引き配布等による活動支援

(2)定期的な訪問体制の充実

- 高齢者世帯一斉訪問の実施と定期的な訪問活動の促進

(3)地域の高齢者とこどもの交流事業の実施

- 各地区りんごクラブによる地域の高齢者とこどもの交流事業の実施

(4)安否確認事業の実施

- 福祉安心電話サービス事業の実施
- ボランティアによるふれあいテレフォンの実施

3.高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進

(1)黒石型地域包括ケアシステムへの協力

- 地域団体等への活動助成
- サロン活動支援(運営への助言、機材貸出等)
- 相談支援業務の多職種連携の強化

(2)介護予防事業の充実

- ニーズ調査に基づく介護予防講座の充実と参加促進

(3)老人クラブ組織と事務体制の強化

- 市老人クラブ連合会の主催事業の充実(長寿福祉大会、スポーツ大会、作品展示会等)
- 会員増強と未組織地区及び町内会への広報等での働きかけ強化

(4)教養講座や趣味の講座の充実

- ニーズ調査に基づく教養講座の充実と参加促進
- 「趣味の講座」と「健康増進に関する講座」の充実

4. 多様な主体の交流の促進と参加の場づくり

(1)黒石市社会福祉センターの運営

- ボランティア団体や福祉団体への貸館等の実施

(2)黒石市老人福祉センターの運営

- 入浴事業、健康相談、図書の貸出、福祉団体等への貸館等の実施

(3)地域コミュニティスペースを活用した民間事業者との連携

- 地域コミュニティスペースでの事業の開催等の検討

5.住民への福祉情報の提供

(1)広報発行の充実

- 広報「ふれあい」の発行(4回)

(2)ホームページ、SNS 等による福祉情報の配信

- 若年者に向けての情報提供強化
- SNS 活用講座の実施

※SNS : Facebook や Instagram、LINE 等のインターネット上での社会的ネットワークを構築するサービス

(3)市民福祉大会の開催(第 66 回)

- 地域福祉功労者への表彰及び講演会等の実施

II.未来を担う人づくりを進めます

《基本指針》

1. ボランティア活動の普及・推進と福祉人材の育成
2. 福祉教育の推進
3. こどもの健全育成と見守り体制の構築

1.ボランティア活動の普及・推進と福祉人材の育成

(1)ボランティア情報の配信

- 広報紙、SNS 等による情報発信

(2)ボランティア活動調査の実施

- ボランティアニーズに基づく、メニュー開発及びマッチング

(3)ボランティア団体への支援

- 活動資金助成及び団体事務支援(市ボランティア連絡協議会と協働)

(4)ボランティアセンターの充実と活用の促進

- 若年者層向けの啓発強化

(5)ボランティア講座の実施

- 地域のニーズに即したボランティア講座開催

(6)災害ボランティアセンターの設置訓練の実施

- 黒石市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づく訓練の実施

(7)災害ボランティアコーディネーターの育成

- 黒石市内での養成講座実施に向けて、市民への情報提供

(8)災害ボランティアセンター運営マニュアルについて関係団体との情報交換

- 津軽広域社協連絡協議会の「災害時相互応援協定」に基づく災害救援活動への参画
- 青森県社協による災害用資機材ストックヤード運用への協力
- ボランティア連絡協議会との情報交換

2.福祉教育の推進

(1)ボランティア推進校活動への支援

- 市内小中学校への指定、特別活動助成の実施、連絡会議の開催、活動メニューの提案

(2)実習生の受入の充実

- 各職域での実習生受入体制についての情報共有

(3)世代間交流事業の支援

- 地区社協、ボランティア推進校、りんごクラブ、保育所等への活動支援

(4)福祉体験活動の充実

- 学校等での福祉体験講座の開催支援
- ふくしの作文コンクールの開催及び「ボランティア推進校活動紹介」壁新聞の展示

3.こどもの健全育成と見守り体制の構築

(1)放課後児童健全育成事業(りんごクラブ)の実施

- 登録児童の人権配慮及び健康管理や安全確認の充実(市内8地区、9クラブ)

(2)関係機関との連携強化と情報の共有

- 保護者懇談会の開催
- 母親クラブとの連携による地域事業への参加、協力
- 学校、保育園、地域との情報共有、協働事業の実施

(3)子育て支援事業の推進

- ファミリーサポートセンターの運営と推進(平川市・藤崎町・田舎館村社協と協働)
- 新生児支援事業(おしりふき配布)の実施
- 制服おゆずり de おわたし事業(制服のリユース仲介)の実施

III.だれもが安心して暮らせる支えあいのためのしくみづくりを進めます

《基本指針》

1. 良質な介護サービスの提供
2. 障がい児・者の社会的自立の支援
3. 自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築
4. 安心してサービスを活用できる環境づくり

1.良質な介護サービスの提供

- (1)良質で適正なサービスができる基盤体制
- (2)地域包括支援センターとの連携強化

2.障がい児・者の社会的自立の支援

- (1)障がいを理解するための啓発活動の促進
 - 黒石市児童デイサービスセンター「天使の森」の管理運営
 - 障がい児の社会参加活動の促進
- (2)社会参加促進のための就労支援の充実
 - 就労継続支援B型事業所「せせらぎの園」の管理運営
 - 農福連携事業の推進
- (3)地域住民との交流の促進
 - 利用者による地域清掃ボランティアの実施
 - りんごクラブ・あおぞら作業所及び他事業所との交流の実施
 - 障害者施設・事業所等への活動助成の実施

3.自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築

- (1)ふれあい相談所の運営
 - 困りごと相談の実施
 - 出張相談、夜間相談の実施

- 現物給付による経済的支援
- フードバンクによる食糧支援
- (2)生活福祉資金等貸付事業の実施
 - 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付
 - 緊急小口資金等特例貸付に係る借受人へのフォローアップ支援
- (3)生活困窮者自立相談支援事業の普及・実施
 - 就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施
 - LINE による相談受付の実施(ヤングケアラー支援含)

4.安心してサービスを活用できる環境づくり

- (1)総合的な相談支援機能の充実
 - 相談支援事業等による他機関との連携
 - 地域包括支援センターとの連携
- (2)利用しやすい相談窓口づくりの推進
 - 第三者委員による事業所訪問の実施
 - 合同研修会(第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者)の開催
- (3)日常生活自立支援事業の実施
 - 日常生活自立支援事業の推進
- (4)法人後見の実施(新規)
 - 被後見人の権利擁護及び QOL の向上
 - 成年後見制度の利用促進(福祉事務所、中核機関との連携)

IV.市民のニーズに応える開かれた社協づくりに努めます

《基本指針》

1. 社協組織及び財政基盤の強化
2. 法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上
3. 関係機関・福祉団体との連携・協働

1.社協組織及び財政基盤の強化

- (1)理事会・評議員会・部会・委員会の充実
 - 役職員・監事等研修会の開催
- (2)安定的な財源の確保
 - 毎戸会費制度の推進
 - 資産を活用した不動産貸付業の実施
- (3)共同募金運動の推進
 - 戸別募金の実施
 - オリジナル募金の実施
- (4)経理体制の充実
 - 「事業所経理点検」及び「内部監査」・「外部監査」の実施

2.法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上

(1)職員会議の充実

- ①運営会議 ②安全衛生委員会 ③研修会議 ④広報会議 ⑤会計会議
⑥虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会 ⑦管理職会議 の実施

(2)研修計画に基づく職員の資質及び専門性の向上

(3)自己評価の実施と運営改善計画作成の検討

(4)第7次地域福祉活動計画の推進

3.関係機関・福祉団体との連携・協働

(1)社協ネットワークの活用

(2)市福祉事務所等行政機関との協働

(3)教育機関との連携強化

(4)地域団体との協働による地域活動の推進

(5)社会福祉法人との連携